

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○

○○○○ 様

処分庁 稲沢市長

審査請求人が令和 4 年 5 月 2 日に提起した、稲沢市長が令和 4 年 3 月 1 7 日付けで行った行政情報の一部非公開決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 令和 4 年 3 月 7 日、審査請求人は処分庁である稲沢市長（以下「処分庁」という。）に対し、稲沢市行政情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条及び稲沢市行政情報公開規則第 4 条に基づき、「予防接種後副反応疑い報告書（コロナワクチン）」を公開の対象とする稲沢市行政情報公開請求書を提出し、処分庁はこれを受理した。
- 令和 4 年 3 月 1 7 日、請求に対し、一部非公開決定とする処分（以下「本件処分」という。）を行い、条例第 1 0 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、審査請求人に通知した。
- 令和 4 年 5 月 2 日、審査請求人は行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。

以下「行服法」という。)第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

- 4 令和8年3月25日、処分庁は本件処分を取り消し、同日付けで一部非公開決定処分を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

処分庁が令和4年3月17日付けで行った本件処分は制度の趣旨に反して非公開とする情報が多すぎるため、被接種者の氏名、住所、生年月日、報告者の氏名、医療機関名、住所、電話番号、印影、接種場所の医療機関名、住所、報告書の受付番号を除く部分について公開を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると概ね以下のとおりである。

一部非公開とされている情報が多すぎるため。

理 由

- 1 審査請求は、請求人の権利利益の救済に資する限りにおいて認められるところであるが、処分庁は審査請求の対象である本件処分を取り消し、令和8年3月25日付けで行政情報の一部非公開決定処分を行っており、審査請求の対象となる処分を欠くことになることから、これを維持する法律上の利益はない。
- 2 よって、本件審査請求は不適法となり、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決するものとする。

令和8年3月27日

審査庁 稲沢市長 加藤 錠 司 郎

(教示)

- 1 この判決については、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市長となります。）、判決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この判決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、判決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、判決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても判決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。